

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部 環境政策課 企画担当	
不利益処分名	廃棄物再生事業者の登録の取消し	
根 拠 法 令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	
根 拠 条 項	第22条	
連 絡 先	(電話 621-5217)	
処 分 基 準	基 準	(登録の取消し) 第22条 都道府県知事は、登録廃棄物再生事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。 (1) その事業の用に供する施設その他の事項が法第20条の2第1項の環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。 (2) 前2条の規定による届出をしなかつたとき。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)